解放への一歩

人のいやがることは　しない　させない　許さない
みんなでつくろう　人権尊重のまち　ちくしの

第４５集

筑紫野市

らくがき

消しても　消しても　消し去ることのできないものがある

”死ね“と書かれた
子どもが言う
「私たちがどうして死ななきゃいけないの」　と
その親が泣く
「ゴメンね　わたしの子どもで生まれなかったら
差別されなかったかもしれない」　と

”エタ“と書かれた
子どもは言葉を失う
大人はくちびるをかむ
こぶしはふるえ
やりどころのない悲憤（ひふん）は
我が身に向かう

消しても消せぬものならば　わたしは涙をぬぐい　それをにらみつけ
黒マジックで書きなぐった　その姿の　心の貧しさを
むしろ深い悲しみと　哀れみをもって糺していく

そして、言おう
「なんと悲しい恥ずべき行為しかできぬ　かわいそうな人なのか」と
「心ある多くの人が　この愚行を断じて許しはしない」と
「あなたの行為は　人権侵害であり　名誉毀損であり
器物破損であり　明確な犯罪行為だ」と

「自分が人からされたり　言われたりしていやなことは
自分は人にしない　言わない」
そういう当たり前の生き方を　わたしはしていくのだ　と

差別落書きは許さない

あってはならない差別落書き

今年の2月と3月に、筑紫野市の公共施設の外壁や公園のトイレに、下の写真のように「※注エタ・ヒニン」「死ね」などの言葉を何回も書いた悪質で許しがたい部落差別落書きが発見されました。

通報を受けた市長や市の幹部は、現場に駆けつけ、その内容に驚愕（きょうがく）し、「あってはならない差別落書きが起きた。」と強い怒りを表されました。

何でこんなことを！

私たちも連絡を受け、急いで現場に行きました。目の前にある落書きの内容に立ちすくむと同時に、強い怒りが湧き上がってきました。また、落書きを見た同和地区の二年生の子がお母さんに、「私たち、死ななければいけないの。」と言って泣き出したことも聞きました。小さい子に恐怖心を与える落書きをしたことに、ますます「何でこんなことを！」と、許しがたい行為に腹が立ってきました。

怒りの声が

この部落差別を受け、緊急の集会が開かれました。その中で、子どもたちや若者が次のようにさまざまな怒りの声をあげていました。

○最初見た時は、悔しさと怒りがごちゃごちゃになって何とも言えなかった。私たちは差別をなくそうとしているけど、その運動が足りなかったのかなと思った。

○「死ね」やこんな差別する言葉をみんなが書かないくらい平和にしたい。

○しつこく書かれた落書きから、誰かの命までも奪われる事件が起こるのではないかという恐怖さえ感じます。今、誰が書いたのか、犯人を突き止めたいという怒りの気持ちでいっぱいです。
反面、こんな卑劣なことしかできない犯人の生き方を悲しく思います。

絶対許さない落書き

今回の差別落書きは、部落差別をはじめさまざまな

人権問題の解決を長年にわたって推進してきた私たちの筑紫野市で起きたことで、絶対に許すことができません。

　このような部落差別落書きが二度と起きないようにするため、筑紫野市では、当面次のようなことをしています。

一、多くの人に落書きの現実を知らせる。
　○市役所の職員や小中学校の教職員
　○市同和教育研究会等をはじめ研究団体や関係団体
　○コミュニティ連絡会や地域の代表者
　○法務局職員など

二、この落書きを犯罪行為として関係機関に届ける。
　○法務局に人権侵害事象として届ける。
　○警察に器物破損行為として届ける。

三、落書きの差別性について、それぞれの部署で学習会を行う。

人の痛みが分かるまちづくりを

　同和地区の人の中には、いつ自分に差別の矛先が向いてくるか不安な生活をしている人がいます。今回の落書きは、それらの不安を増幅させるものであり、将来への希望を打ちくだくものです。また、一昨年成立・施行された「部落差別解消推進法」に照らし合わせても許されないものです。

　筑紫野市では、人の痛みが分かり、人権感覚にあふれたまちづくりのため、『自分が人からされたり言われたりしていやなことは、自分は人にしない、言わない』という運動を提唱しています。

　私たちみんながこの運動を広げ、差別を絶対許さない筑紫野市をつくっていきましょう。

※注 今回は、部落差別の実態を市民の方に知っていただき、なくすために一人ひとりが考え、努力をしていって欲しいという願いをこめて、市内であった差別落書きの内容を掲載しています。

※エタ・ヒニンという言葉は、江戸時代の身分制社会の中で、差別されていた人たちに対し使われた差別語です。これらの言葉は、1871（明治4）年、当時の政府によって廃止する通達が出され現在に至っています。しかし、今回、人を差別する言葉として使われました。

「部落差別ってまだあるんですか」

～だれもが、伸び伸びと、堂々と生きていけるまちをつくろう～

夏の暑さがまだ残る九月の昼下がり、昼ご飯を食べ終えた二人が、掲示板に貼られたポスターを見ています。

後輩「先輩、これ部落差別解消推進法のポスターだけど、部落差別ってまだあるんですか。」

先輩「そうやね、残念だけどまだまだあるね。」

後輩「どこに、あるんですか。」

先輩「どこに?日本のいろんな所で、同和地区出身ということを理由に結婚を反対されたり、就職試験で本籍地や親の職業など本人の能力や適正に関係のない質問をしたりすることが起きているんだ。それに、昔じゃなく今年になって、差別落書きや同和地区の人に対して差別文書が送りつけられてきたりしている。この頃は、インターネット上で部落差別をあおるような書き込みが続けられ、差別が拡大し悪質化して社会問題になっているよ。」

後輩「そういえば、僕、テレビはほとんど見なくて、見るのはネットなんですけど、ネットの中にもいろんな書き込みがあっているんですね。」

先輩「ネットでは、デマも含めて同和地区の地名や人名まで書き込まれているよ。こんなの許されんやろ。」

後輩「先輩、詳しいですね。同和問題について勉強したんですか。」

先輩「少しだけど、若い頃にね。実は、俺の嫁さんが同和地区出身で、結婚する時にいろいろあったからな。」

後輩「へえ、どんなことですか。」

先輩「そうやね、本当にいろいろあったよ。『何であの娘と結婚するんだ。俺たちはいいけど親戚が

反対する。結婚式には、俺は出らん。』など、親父から結構言われたよ。」
後輩「そんなこと、あの優しそうなお父さんが言ったんですか。」
先輩「そうだな。あの親父も、このことだけは違っていたな。」
後輩「で、どうしたんですか。」
先輩「俺も何度も話したよ。その時が一番勉強したかな。とにかく、どこの出身とかではなく、嫁さんを人として見て欲しかった。そして、嫁さんを守りたかった。」
後輩「守る、ですか。」
先輩「そうよ、親父なんか、嫁さんのことなんて全く考えてなかった。相手の立場に立てば、答えはいくつもあるはずなのに、相手の立場なんて考えようとしなかった。嫁さん、本当に傷ついていたな。」
後輩「相手の立場に立つことは、守ることなんですね。」
先輩「そうだな。差別についても、自分は関係ないと思うと何も考えずにいることができるからな。

それは、偏見やデマをそのまま信じ込み、差別を許してしまうことになると思うよ。」
後輩「そうなったら、嫌だな。」
先輩「無関心にならずに、差別を受ける人の立場に立って考えてほしいと思うんだ。」
後輩「でも、この部落差別解消推進法ができたから差別はなくなるんでしょう。」
先輩「うん。多くの人の願いがこもったこの法律で、なくなることを期待しているよ。そのためには、皆がこの法律を知って、多くの人の力で法律を生かしていくことが必要だと思うんだ。しかし、まだまだ他人事と思っている人が多いな。」
後輩「先輩。少し勉強してみようと思ってきました。」
先輩「おっ、いいね！自分の生まれた所や住んでいる所を隠したり、周囲の視線におびえたりする社会ではなく、誰もが自分らしく伸び伸びと、堂々と生きていくことができるまちになったらいいよな。」
後輩「それ、好きです。自分のことを隠しビクビクして生きていくのも俺いやだから。」

父の子として

嫌いだった父

私が子どもの頃、父は
「お前の稼ぎとか、たいしたことない。」
「俺のおかげで、生活できるんだ。」
「女のくせに、だまっとれ。」
と、母を怒鳴りつけたり見下したりしていました。そんな父が私は嫌いでした。

母は仕事で帰りが遅くなるときでも欠かさず、夕ご飯を朝仕事に行く前に作ってくれており、家事・育児・仕事を頑張る家族思いの優しい人でした。

そんな母に対する父の言葉をずっと聞いていた私は、父の子であることを恥ずかしく思っていました。

結婚の報告

15年前のことです。私は結婚することになりました。いくら父が嫌いとはいえ、結婚の報告だけはと思い、父母に話しました。そこで父から言われた言葉は、
「相手の仕事は。」
「両親はいるのか。」
「親の職業は。」
「親はどこに住んでいる。」
「同和地区出身ではないか。」
「結婚はお前たちだけの問題やない。家と家との問題だぞ。」

彼女の人格とはまったく関係のない親のことや同和地区のことを聞かれ、私は腹立たしくなり、父と激しい言い争いになりました。

父のことを考える

後日、冷静になって「なぜ、父はそのような考えなのか。」疑問に思い、父の話を聞きました。

父は、裕福な農家の6人兄弟の長男として生まれました。父が生まれ育った地域には「同和地区」があり、小さいころから親、親類、知人から「こわい所だからあの地区には近づいたらいけない。」などと教えられたそうです。

父の時代は学校の中で、人権・同和問題についての学習はなかったそうです。小さいころからまわりの親

しい人から教えられた誤った認識により、差別意識や偏見をもってしまったようです。

また、父は「家族を養うためにがむしゃらに働いた。」「長男、家長として家を守る責任があった。」などのことも話をしてくれました。

そんな父のもとで育った私は、父への反発もあり、学校の中で、人権・同和問題について真剣に学びました。また、社会人になってからも、「なぜ差別はいけないのか」「差別の実態」「差別を受けた人の気持ち」など、研修を毎年積み重ねてきました。

父の意識を変えたい

私も結婚して家族をもち、親となり、父の気持ちが少しは分かるようになりました。あれほど嫌いだった父を受け入れてみようという気持ちになり、父の差別意識や偏見をなくしたいという思いが強くなりました。

それからは、父に私が研修で受けた人権・同和問題について「自分が差別を受けたら」「家族が差別を受けたら」など差別される人たちの気持ちを考えてくれるような話をしていきました。

そんなことを続けていくうちに、父の中にあった差別意識や偏見は薄れていっているように思います。

今では嫌いだった父への気持ちが少しずつ薄らぎ、父の子であることを受けとめられるようになっています。

今日も仕事帰りに、父の顔を見に行こうと思います。

母親たちの学びの先に

入学式

少し大きめのランドセルを背負って、ドキドキしながら校門をくぐる。自分の教室に入り、そして席に着くと新しい教科書が1セット。これから始まる学校生活に胸を膨らませる。

入学式と聞いたら、こんなワンシーンを思い起こされる方もいるのではないでしょうか。

現在、新年度を迎えるたびに、各学年の児童生徒に新しい教科書が無償で配布されています。しかし50数年前までは、教科書は今みたいに無償ではありませんでした。

自分の教科書で学ばせたい

今から57年前の1961（昭和36）年当時、教科書は各家庭で買わなければなりませんでした。その値段は高く、多くの家庭にとって簡単に払えるものではありませんでした。そのため、買えない家庭はきょうだいで同じ教科書を使い回したり、近所から古い教科書をもらったりしていました。

その頃、高知県のある同和地区では、部落差別のため学校に行くことができず、文字の読み書きを学ぶことができなかった母親たちが、学校の先生と一緒に学習会を行っていました。そしてその中で、憲法に次のことが書かれていることを知りました。

第26条② 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」

これを知った母親たちは、「学べなかった自分たちと同じように惨（みじ）めな思いを味わわせたくない。」「しっかり勉強して、部落差別に負けない子になってほしい。」「全ての子どもたちが自分の教科書で学ぶことができるようにしたい。」という思いを強くもち、『教科書をタダにする会』を結成し、教科書を無償にするための運動を始めました。次第にその運動は多くの国民の賛同を得て、大きくなっていきました。また、集会を何度も何度も開き、当時の文部大臣にも要望書を提出しました。そしてついに政府も動き始め、1963（昭和38）年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償

措置に関する法律」が成立し、１９６９（昭和44）年までに小・中学校全学年で教科書が無償となり、今に続いています。

　当時の様子を記した高知新聞の記事には、「放課後に新しい教科書が配られ、子どもたちは教科書をめくりながら、『明日から自分の教科書で勉強ができる。』と大喜びしました。先生たちもその様子を見て、一安心しているようでした。」と書かれています。

そして今・・・

保護者の皆様へ

お子様の御入学おめでとうございます。

　この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。

　この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されております。

　一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度に込められた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省

　現在、小学校に入学した一年生に対して渡される教科書が入っている袋には、このような文章が書かれています。また、各学年では先生たちが、教科書の無償制度に込められた意義や願いについて子どもたちに説明しています。

　同和地区の母親たちの憲法学習から始まった学びが、多くの国民の賛同を得て、無償制度に結びついたという歴史的事実を、私たち大人が子どもたちに伝え続けることが大切だと思います。

「全国高等学校統一応募用紙」を学ぶ

これって変じゃない？

ある学校の中学三年生が「全国高等学校統一応募用紙（以下「統一応募用紙」）について学習している様子です。先生は50年ほど前まで使用されていた社用紙を黒板に貼りました。

先　生：「これは、就職試験で会社から提出を求められた書類です。社用紙と言われていました。皆さんにも同じものを配っています。記入してみてください。」

生徒Ａ：「先生、本籍地とか親の収入とか、本当のことを書くのですか。」

先　生：「そうですね。今は授業中なので、親の収入など書けないことや書きたくないことは、書かなくてよいですよ。」

生徒たちは、社用紙の内容を考えながら記入し続けています。

先　生：「では、記入してみて思ったことを発表してください。」

生徒Ａ：「これって変じゃない。家族の仕事とか本人の就職に関係ないやろ。親の仕事がいいとか悪いとかあると。書かないと落とされると？」

生徒Ｂ：「父母の住所や略地図はどうなんやろう。」

生徒Ｃ：「本人の採用とは関係ないと思うけど。」

生徒Ｄ：「なぜ、このようなことを書かないといけなかったのか、分かりません。」

先生は、黒板の社用紙を指しながらさらに続けました。

先　生：「これは以前、就職試験で使われていた書類です。現在このような書類によって志願者が本人と関係ないことで採用が左右されないように、厚生労働省などで監督しています。」

生徒Ｄ：「よかったです。でもなぜ就職試験と関係ないことを聞いていたんですか。」

先　生：「いいところに気づきましたね。社会科で勉強したように日本国憲法で基本的人権の尊重がうたわれていますね。その中には、社

会的身分や門地などで差別されないと明記されています。しかし、今皆さんが記入した社用紙は、同和地区出身かどうか判断する質問項目として利用されていたのです。実際に1968（昭和43）年奈良県の高校生が、就職試験で同和地区出身というだけで就職できなかったことが報告されました。これを受けて、就職差別につながる可能性のある項目をなくす運動が全国へ広がりました。」

次に先生は、統一応募用紙を黒板に貼りながら、さらに話をしました。

先　生：「これが社用紙の内容から就職差別につながる項目をなくした統一応募用紙です。1973（昭和48）年にでき、全国に広がりました。なお、市販の履歴書もこれに沿うものになりました。」

先　生：「では、今日の統一応募用紙の学習をして、考えたり思ったりしたことを発表してください。」

生徒E：「就職差別を受けたことを訴えた高校生の勇気がすごいなと思います。」

生徒F：「高校生や一緒に訴えてくれた人々が、がんばってくれたから、今自分たちが統一応募用紙を使うことができるんだと思います。」

生徒G：「統一応募用紙は、本人の個性や能力を記入するようになっていると思いました。」

学びを重ねて

中学生たちは、同和地区の高校生の就職差別を契機にした公正採用を求める運動の中で統一応募用紙ができ、すべての人が本人の個性や能力・適正などが尊重されて就職できるようになったことを学びます。また、統一応募用紙になる過程で「常識」や「今までもしていたから」と思っていることが、本当に正しいことなのかを考え、差別をなくす運動をした先人の生き方を学んでいます。

これらの学び一つひとつが、人権尊重社会の確立につながっているのです。

一緒にやりましょう

チラシを配る二人の中学生

七月のある日、西鉄二日市駅で、筑紫野市長と一緒に同和問題啓発強調月間のチラシを配る二人の中学一年生の姿がありました。

二人は、小学校の六年間でさまざまな人権問題について学びました。六年生の最後にはそのまとめとして、部落差別をなくそうとする筑紫野市の啓発活動についても学習します。その中で、差別をなくすために自分たちにできることはないかと話し合いをします。

二人は、筑紫野市が行っている差別をなくす活動の一つである啓発チラシ配りに着目します。そこで、これまで学習して感じた差別のおかしさを伝え、「自分も一緒にチラシ配りに参加して差別をなくしたい。」と市政への提案書を書き、市長に送りました。すると数日後、市長からの返事が届きました。

「一緒にやりましょう。」

二人の中学生の差別をなくしたいという思いを市長が受け止めてくれた言葉です。

思いを届けたい

「七月は同和問題啓発強調月間です。」と、中学生と市長の声が響きます。初めは照れくさそうにしていた中学生も、『部落差別をなくしたい。』という思いを多くの市民に届けようと、市長の姿にも引っ張られ、すがすがしく配る姿に変わっていきました。

この姿を見ていた市民の方は、「ありがとう。」「中を読みますね。」と、ニコっとされてチラシを受け取ります。近くでお店を営む店長さんもやってきて、

「お店でお客さんにも配りたいので、十枚くらいいただいていいですか。」

二人の思いが届いた瞬間でした。

自分の行動を見直す

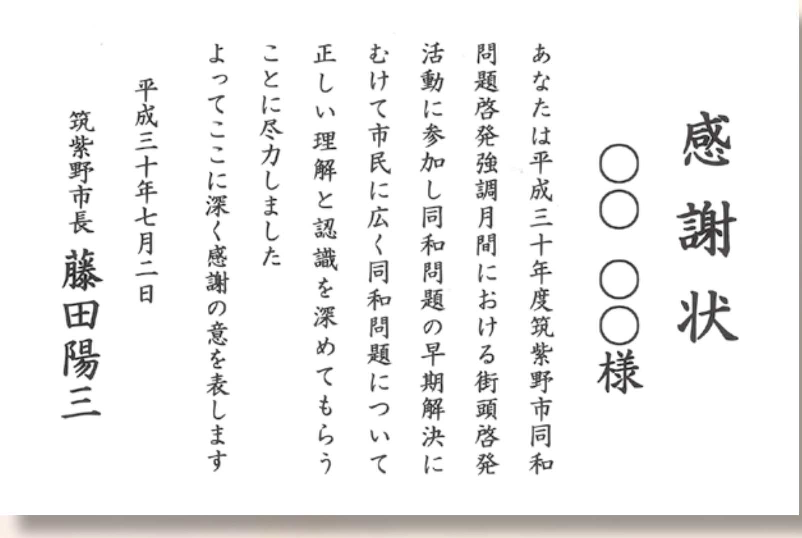
感謝状

○○ ○○様

あなたは平成三十年度筑紫野市同和問題啓発強調月間における街頭啓発活動に参加し同和問題の早期解決にむけて市民に広く同和問題について正しい理解と認識を深めてもらうことに尽力しました

よってここに深く感謝の意を表します

平成三十年七月二日

筑紫野市長 藤田陽三

部落差別をなくしたいという二人の意志と実践力に深く感動した市長は、「感謝状」を手渡されました。

後日二人は、お礼の気持ちと当日の感想を市長に送りました。

受け取ってくれた方がわざわざ立ち止まって「ありがとう、がんばってね。」と言ってくれました。声をかけても受け取ってくれない人もいて、私も街で受け取らなかったことがあったので、次からは興味をもちたいです。

差別をなくしたいという思いが人に届いた瞬間の気持ちを言葉にする一方で、過去の自分と照らし合わせながら、今後への意気込みを語りました。

中学生の姿に学びながら・・・

市内の小・中学校では、九年間を見通した人権学習を計画的に進めています。この人権学習では、人権問題について「知って」「考えて」「行動する」子どもの姿をめざしています。

また、筑紫野市は人権都市宣言をして、人権問題の啓発に力を入れています。この二つの取り組みが結びついた結果が二人の中学生の姿です。

このような行動をする中学生が続いて出てくるよう人権教育や啓発活動をさらに推進し、共に差別のない明るい社会をつくっていきたいですね。

解放への一歩　第４５集　アンケート

(当てはまるものに○をつけて下さい。) 1「解放への一歩」第４５集は・・①よかった　②まあよかった　③あまりよくなかった　④よくなかった 2　心に残った内容は・・・・①巻頭詩「らくがき」 ②「差別落書きは許さない」 ③「部落差別ってまだあるんですか」 ④「父の子として」⑤「母親たちの学びの先に」 ⑥「全国高等学校統一応募用紙を学ぶ」 ⑦「一緒にやりましょう」 3　感想をお聞かせ下さい。

解放への一歩　第４５集　アンケートのお願い

筑紫野市では、同和問題の解決にむけての学びを深めていただきたいと本年度も「解放への一歩」第４５集を発行いたしました。つきましては、市民の皆様から読まれた感想をいただき、今後さらなる充実を図りたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力のほどよろしくお願いいたします。

○アンケート回答の方法（１２月２１日まで）

①ＦＡＸ：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号にＦＡＸ下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：（０９２）９２３−９６４４

②郵送：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：〒818-8686　筑紫野市二日市西１丁目１番１号

③メール：jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp

④筑紫野市ホームページ：以下の手順で「解放への一歩」第４５集に入っていただき感想をお寄せ下さい。

「担当部署から探す」→「教育政策課」→啓発冊子「解放への一歩」→２０１８（平成３０）年 第４５集

2018年10月15日発行　解放への一歩　第45集

■編集発行
筑紫野市
筑紫野市教育委員会
筑紫野市同和教育研究会
筑紫野市同和問題啓発資料編集員会

■問い合わせ先
筑紫野市教育委員会教育政策課
TEL:(092)923-1111（内線４２３、４２４）

■印刷
大成印刷株式会社